

棟 号室
殿

新松戸中央パークハウス管理組合

理事長

⑩

決 定 通 知 書

年 月 日付で貴殿から承認申請のあった専有部分の修繕等については、次の通り決定しましたので、専有部分修繕等の細則、第3条、5項の規定により通知します。尚、工事内容に差異が生じた場合には変更届を、工事終了時には「工事完了届」を、専有部分、修繕等の細則第8条1・2項の規定により、提出して下さい。また、工事実施にあたり留意事項を指示しますので厳守して下さい。

※ 決定内容

<input type="checkbox"/> 承認
承認の条件 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (以下の通り)
<input type="checkbox"/> 不承認 (理由)

※ 留意事項

- ① 工事の実施に伴い、近隣に迷惑をかけないよう、十分に配慮すること、万一苦情が発生した場合には、自己の責任と負担で誠実に対処すること。
- ② 工事による廃材、ごみ等は施行業者が持ち帰ること、マンション内のゴミ集積所や敷地内に放置しないこと。
- ③ 工事車両は管理センターにて駐車許可証を受け取り、管理センターが指示した所定の位置に駐車すること、又、駐車許可証は外から見える位置に掲示すること。

以上